



ANA
CROWNE PLAZA®
KUMAMOTO NEW SKY

宴会各種料金表

宴会場利用規約

ANAクラウンプラザホテル熊本ニュースカイ(以下、当ホテルと称します)では、宴会・催事及び宴会場のご利用(以下、宴会場と称します)に関して、下記の通り規約をもうけておりますので予めご了承くださいませようお願い申し上げます。当ホテルが宴会等に関して締結する契約(以下、宴会等契約と称します)は、この規約によるものとさせていただきます。尚、この規約に定めのない事項につきましては、法令または一般に確立された習慣によるものとさせていただきます。

1. 宴会等契約のお申込み

当ホテルに宴会等契約のお申込みを承る場合は、次の事項を確認させていただきます。

- ①宴会等の主催者住所並びに宴会名
- ②宴会等の開催日及び人数
- ③宴会等の内容
- ④その他当ホテルが必要とする事項

2. 宴会時間と追加室料

会場の使用時間は設営から撤去までを含み、事前に当ホテル担当係員と取り決めさせていただいた時間とさせていただきます。この時間を超過した場合は所定の追加料金を申し受けます。但し、前後の宴会等の使用開始時間との関連で使用時間の延長に応じかねる場合もございます。

3. 内金

宴会場のご予約をいただいた際、期限を定めて内金をお支払いいただきます。内金の金額は、宴会等の内容に基づき当ホテルよりご提示させていただきます。

4. 料金のお支払い

宴会等の費用に関しましては、宴会見積金額を、原則として宴会等の開催日の10日前までに現金または銀行振込にてお支払いいただきます。残金につきましては宴会等開催日にご精算いただきます。

5. 有料人数の確定

料理等を用意する人数(以下、有料人数と称します)は、宴会等開催日の2日前の正午までに当ホテル担当係員にご通知ください。

それ以降は全て手が完了いたしておりますので、宴会等の開催日に出席されたお客様の人数が有料人数より減少した場合でも、有料人数分の料金を申し受けます。

6. 取消料と期日変更料

既にご予約いただきました宴会等のお取消の場合は以下の取消料をお支払いいただきます。また、宴会等の期日変更に関しましても同様に下記の取消料をいただく場合がございます。なお、印刷物の作成等、当該契約に基づき当ホテルが外部に手配済の発注物で、すでに経費が発生しているもの、及びそれらの取消料につきましては、別途その実費をお支払いいただきます。

- ①宴会等開催日の60日前より30日前までの間 ご予約された宴会場の宴会時間に関する室料の50%(展示会)
- ②宴会等開催日の29日前より10日前までの間 ご予約された宴会場の宴会時間に関する室料の全額(展示会) お見積金額の30%(一般宴会・会議)
- ③宴会等開催日の9日前より3日前までの間 お見積金額の全額(展示会) お見積金額の50%(一般宴会・会議)
- ④宴会等開催日の2日前より当日まで お見積金額の全額(すべての宴会)

7. 装飾・余興等のご手配

宴会等に関する装飾、装花、音響、照明、余興、引出物、パンケットアシスタントにつきましては、当ホテルより各々の指定取り扱い会社へ手配させていただきます。

お客様が当ホテルの指定する取り扱い会社以外にご依頼される場合には、宴会等を円滑に運営する為、事前に当ホテルにご連絡いただき、了解を得た上でご手配願います。

8. 直接ご依頼の委託会社に対する指示

当ホテル了解のもとに直接お客様がご依頼された委託会社が行なう宴会等に関連する装飾・余興等の機器及び材料の搬入・搬出又は看板等のサイズやその取り付け方法等の決定、或いは設置場所の設定につきましては、ホテルの美観・動線等を踏まえ一定のルールのもとに実施していただくよう当ホテルが委託会社の方々にご指示申し上げます。

9. 損害賠償について

お客様及びお客様側全ての関係者(出席者及びお客様が直接ご依頼された委託会社を含みます)の方々は、当ホテルの施設・什器備品等を損傷しないように充分ご注意ください。

万一、施設・什器備品等に損傷等損害が発生した場合は、その修復に関してホテルよりご指示申し上げますので、それにあわせて速やかに修理を行なうか又はその損害賠償金をご負担いただきます。

10. 禁止事項について

次に掲げる各項目につきましては、禁止事項となっておりますのでご遠慮願います。

- ①犬・猫・小鳥その他の愛玩動物・家畜類等の持ち込み
- ②発火又は引火性の物品など危険物の持ち込み
- ③悪臭を発生するものの持ち込み
- ④大きな音量を発生する演出、余興等の実施
- ⑤賭博等、風紀を乱す行為又は他のお客様のご迷惑になるような言動
- ⑥当ホテル備品の移動
- ⑦ご予約時の使用目的以外のご使用
- ⑧その他、法令で禁じられている行為

11. 申し込み・契約の解除

当ホテルは次に掲げる場合において、ご宴会のお申し込みをお断りするか、又は宴会等利用契約を締結後であっても契約を解除するものとします。なお、これにより開催中止となった宴会等の問題や損害賠償等に対して、当ホテルは一切の責任を負わないものと致します。

- ①宴会等に出席するお客様の中に暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会的勢力の関係者がいる場合。
- ②暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資する疑いがある場合。
- ③お客様及び宴会等への出席者が、法令の規定、公序良俗に反する行為をする恐れがあると当ホテルが判断した場合。
- ④当ホテルの他のお客様に対してご迷惑を及ぼすと当ホテルが判断した場合。
- ⑤当ホテルもしくは当ホテルの従業員に対する暴力的要求行為または、合理的範囲を超える負担を要求した場合。
- ⑥天災その他やむをえない事情により宴会場を使用することが出来ない場合。
- ⑦本「宴会場利用規約」に定める事項に違反された場合。